

衆議院外務委員会ニュース

平成 26.4.16 第 186 回国会第 12 号

4 月 16 日（水）、第 12 回の委員会が開かれました。

- 1 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定の締結について承認を求めるの件（条約第 6 号）
1979 年 9 月 28 日に修正された 1968 年 10 月 8 日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定の締結について承認を求めるの件（条約第 7 号）
南インド洋漁業協定の締結について承認を求めるの件（条約第 8 号）
2004 年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約の締結について承認を求めるの件（条約第 9 号）
視聴覚的実演に関する北京条約の締結について承認を求めるの件（条約第 10 号）
- ・岸田外務大臣、上川総務副大臣、武田防衛副大臣、石原外務大臣政務官、富岡文部科学大臣政務官、磯崎経済産業大臣政務官、若宮防衛大臣政務官、小松内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

小 川 淳 也君（民主）

- ・意匠国際登録ジュネーブ改正協定について、世界の経済で大きなウエイトを占める米国や中国に加入を促すことが協定の実効性をあげる観点から必要ではないか。
- ・海外での意匠登録が先んじて不適切になされることを防ぐ必要性について政府の見解を伺いたい。
- ・日本のテレビドラマのような放送コンテンツを我が国の国策として積極的に海外に推進していく必要があるのではないか。

近 藤 洋 介君（民主）

- ・日豪 E P A（経済連携協定）の大筋合意が、我が国にもたらすメリット及び環太平洋パートナーシップ（T P P）協定交渉、特に日米間の交渉において我が国に有利に働くとの観測について、岸田外務大臣の所見を伺いたい。
- ・意匠における我が国企業の権利を守り、知的財産を保護するため、各国の意匠の登録に関する手続を統一する意匠法条約の採択を我が国は積極的に推進すべきと考えるが岸田外務大臣の所見を伺いたい。
- ・国産酒類の輸出は徐々に拡大しているものの、まだまだ大きな可能性を有している現状に鑑みて、国産酒類を P R するための予算を拡充し、在外公館や外務省主催の行事等における国産酒類の P R を積極的に進めていくべきではないか。

阪 口 直 人君（維新）

- ・日台民間漁業取決め締結後、本年 1 月に詳細なルールを双方で合意し、お互いの主張の理解が図られている。

台湾側は高い意識を持って操業ルールを遵守しようとしているが、漁業資源の永続的な活用を目指すという点で政府は台湾側と認識を共有しているのか。

- ・南インド洋漁業協定では保存管理措置として魚種ごとの総漁獲可能量等を設定することになるが、これを守るために政府はどのような取組を行っていくのか。
- ・我が国による南極海の調査捕鯨を禁止する旨の国際司法裁判所の判決が下されたことを受け、敗因の分析と今後の対応を伺いたい。

村 上 政 俊君（維新）

- ・意匠国際登録ジュネーブ改正協定について、我が国企業の模倣品対策の観点から、中国で製造された模倣品が多く流入しているアジア諸国の加入を促すことが重要となってくるが、今後政府はどのように対応していくつもりか。
- ・自国の存立に必要な自衛措置は認められるとした砂川事件を巡る最高裁判所判決から、集団的自衛権容認を直接導き出すことはできるのか。
- ・T P P 交渉が難航しているのは日米首脳会談（2013.2.22）後に発表した「日米の共同声明」で自動車や保険分野を両国の懸案事項に挙げる等、我が国政府が米国に譲歩しすぎたことに原因があるのではないか。

青 柳 陽一郎君（結い）

- ・意匠国際登録ジュネーブ改正協定について、今般のこのタイミングで締結を目指す理由、協定の締結に係る国内制度の整備の進捗状況及び、協定締結がもたらす出願人へのメリットについて伺いたい。

- ・1996年に作成されたいわゆる実演・レコード条約と比較して、今般の視聴覚的実演北京条約の採択が遅れていた理由及び本条約締結によって実演家が享受するメリットについて伺いたい。
- ・南インド洋漁業協定について、今般のこのタイミングでの締結を目指す理由及び総漁獲可能量の設定等を行う保存管理措置の採択を目指す 2015年3月の第2回締約国会議までに我が国が有効な主張を行うことができるのかどうかについて伺いたい。

笠井 亮君（共産）

- ・船舶バラスト水規制管理条約を締結することにより、バラスト水により持ち込まれる有害水生生物や病原菌、赤潮の原因となるプランクトンによる環境破壊をどのように防ぐのか。
- ・防衛省技術研究本部と独立行政法人海洋研究開発機構との共同研究により、攻撃が可能な水中無人探査機が開発されることは、独立行政法人海洋研究開発機構法に規定される「平和と福祉の理念」に反することになる。この

- ような研究は中止すべきだと思うが、外務大臣の所見を伺いたい。
- ・在日米軍における軍属やその家族の実数について、米軍基地移転問題等を議論する際に基本的なデータとなるため、陸軍・海軍・空軍・海兵隊別の内訳も含めて政府は正確に把握するべきではないか。

玉城 デニー君（生活）

- ・コピー製品の作成等意匠権を侵害した企業に対し、意匠国際登録ジュネーブ改正協定に基づきどのような対応をとることができるのか。
- ・視聴覚的実演北京条約は、30か国の批准が発効の要件となっているが、発効に向けた見通しはどのようになっているのか。
- ・南インド洋漁業協定に関し、政府は、非締約国ではあるが同協定の対象となる水域に隣接する国々との協議について、今後どのように進めていくつもりか。